

暴力行為等 の内容	<p>○迷惑行為等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迷惑行為：じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や、動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける、又は居宅内外に置く等 ・ 暴言：訪問者等への悪口、侮辱 ・ 過大なクレーム：恫喝、威嚇など激しい口調で問い合わせる、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">※長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。</p> ・ ストーカー行為：つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他の義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等 ・ セクシャルハラスメント：抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等 ・ 脅迫：殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えることや、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等 <p>○暴力行為：素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等</p> <p>○器物破損行為：故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等</p>
--------------	--

***注 暴力行為等の一部で補助対象とならない利用者等**

次の利用者等の行う右に掲げる暴力行為等については、原則補助対象としない。

補助対象とならない利用者等	補助対象とならない暴力行為等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクC（一日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する） ・ 認定調査票（基本調査）1-4（起き上がり）が「できない」 ・ 上記と同様の身体状況の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迷惑行為（じっと見つめる等、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね等） ・ 暴力行為（弱い力で叩く等） ・ 脅迫（殴る、殺す等の直接的暴力に関する脅迫に限る） ・ その他訪問者に重大な危害を及ぼさないと考えられる暴力行為等 <p>※その他の暴力行為等は補助対象となる</p>

※個別の事情により、訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とする。